

韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行に係る事務処理について

平成25年8月19日

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

(趣旨)

第1 平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁長官通知に基づき、韓国へ輸出される水産物に関する証明書の発行要件及び手続きを定めるものである。

(対象となる水産物)

第2 証明書発行の対象となる水産物は、日本から韓国へ輸出される水産物とする。

(発行要件)

第3 次の1を満たし、かつ、2から3までのいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。これらの要件を満たさない場合は、水産庁のホームページ上で公表されている発行機関において証明書を発行する。

- 1 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。
- 2 鳥取県内で水揚げ又は最終加工（包装等の最終製品に至るまでの過程）されたものであること。
- 3 次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす水産物であり、かつ、鳥取県内の港湾（島根県側の境港を含む。）から輸出されるものであること。
 - (1) 平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成23年3月11日より前に加工されたものであること。
 - (2) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、及び鹿児島県（以下「福島県等の16道都県」という。）の沿岸域以外で採捕され、かつ、水揚げ及び加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程）されたものであること。
 - (3) 福島県等の16道都県の沿岸域において採捕又は福島県等の16道都県で水揚げもしくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。
なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。

(申請手続き)

第4 証明書の発行を申請する者は、次に掲げる書類を発行機関に提出するものとする。

- 1 証明書発行申請書（別記様式1号）
- 2 韓国への輸出申請書（別記様式2号）
- 3 2の記載事項を確認することができる書類
- 4 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類及び製造業者等の所在地を公的に証明する書類の写し
- 5 第3の3(1)に該当する場合は、製造年月日を確認できる書類
- 6 第3の3(3)に該当する場合は、検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類

(申請先)

第5 次のいずれかへ申請する。

- 1 鳥取県農林水産部水産振興局水産課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）
- 2 鳥取県農林水産部水産振興局境港水産事務所（〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9番地7）

(証明方法)

第6 水産課または境港水産事務所は、申請内容が適当と認められる場合は、韓国への輸出申請書（別記様式2号）に署名押印することにより証明する。